

国保運営方針（改定案）の主な変更内容

1 はじめに（改定案 P.1）

- ・令和 11 年度までの期間は、保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置付けられていることを明確にする文言を追加する
- ・当方針の対象期間を 6 年間とし、中間年での見直しについて追加する

2 岐阜県医療費適正化計画のデータを参考掲載（改定案 P.3）

- ・次期「岐阜県医療費適正化計画」に掲載されるデータの一部を参考として追加する

3 財政安定化基金の運用（改定案 P.8～9）

- ・国民健康保険法の改正により、財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与されたことを追加する
- ・平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間の特例として設置されていた特例基金は削除する

4 将来的な保険料水準の統一化（改定案 P.16～18）

- ・「保険料水準統一加速化プラン」及び「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を踏まえ、統一についての 2 つの手法（「納付金（算定基礎額）ベースの統一」と「完全統一」）について追加する
- ・令和 6 年度から統一に向けた市町村納付金の算定方法を段階的に導入すること、令和 11 年度からは納付金算定において、医療費水準の格差を反映しないことを記載する
- ・市町村個別の歳入・歳出項目及び標準的な収納率の統一化等、今後の協議事項を明確化する
- ・令和 11 年度までに、県の定義する保険料水準の統一がおおむね達成されることを目指す旨を追加する
- ・統一のイメージ図により詳細な検討項目を追加する

5 医療費の適正化の取組（改定案 P.27～32）

- ・次期データヘルス計画（保健事業の実施計画）を踏まえ、共通の評価指標による効果的な保健事業の実施等を追加する
- ・後発医薬品の使用促進として差額通知の拡充や、適正受診の促進として重複・多剤投与に係る指導支援の取組みを追加する
- ・医療費に関する情報提供の促進について、マイナポータルにおける閲覧の周知を追加する

6 事務の標準化・統一化（改定案 P.33～34）

- ・被保険者証の廃止に伴い、新たに導入される資格確認書に関する事項を追加する
- ・令和 7 年度までに事務処理標準システムを導入することについて追加する